



平成25年11月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(ワ)第23号 不当利得返還等請求事件

口頭弁論終結日 平成25年10月2日

判 決

大分市

原 告

訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

河 野 聡

吉 井 和 明

上 垣 内 悦 子

藤 崎 千 依

巨 瀬 慧 人

東京都千代田区鍛冶町一丁目7番7号

被 告

新生フィナンシャル株式会社

代表者代表取締役

杉 江 陸

訴訟代理人弁護士

安 原 伸 人

訴訟復代理人弁護士

安 孫 子 健 輔

同

安 孫 子 真 理 子

主 文

- 1 被告は、原告に対し、235万5583円及びうち204万3789円に対する平成19年3月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを30分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、243万1727円及びうち210万6510円に対する平成19年3月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、被告が吸収合併した貸金業者及び被告との間で金銭の借入れと弁済を繰り返していた原告が、利息制限法所定の制限利率を超えて利息として支払った部分を元本に充当すると過払金が発生しており、被告が吸収合併した貸金業者及び被告は過払金の取得につき悪意の受益者であると主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金の元金と利息の支払を求めている事案である。なお、原告は、被告による取引履歴の隠蔽による不法行為に基づく損害賠償としても、過払金と同額の金員を請求している。

2 前提となる事実

(1) 原告による取引の開始

原告は、株式会社レイク（以下「旧レイク」という。）との間で、平成2年9月26日、継続的に金銭の貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約（以下、このような基本契約を単に「基本契約」という。）を締結し、以後、継続的に金銭消費貸借取引を行った（当事者間に争いが無い）。

旧レイクは、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は「貸金業の規制等に関する法律」。以下、同改正前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者であった（弁論の全趣旨）。

(2) 貸金業者の吸収合併

ア 平成6年10月28日に設立されたゼネラル・エレクトリック・コンシューマーローン株式会社は、平成10年8月27日、株式会社レイク（以下「新レイク」という。この時点では、旧レイクと新レイクが併存した。）に商号変更し、同年11月2日、旧レイクから営業譲渡を受けた。

新レイクは、平成12年12月1日、ジー・イー・コンシューマー・クレジット株式会社に商号変更した。

平成14年2月18日に設立された有限会社オー・シーは、同年12月1日、GEコンシューマー・クレジット有限会社に商号変更した上、ジー・イー・コンシューマー・クレジット株式会社を吸収合併した。

GEコンシューマー・クレジット有限会社は、平成15年10月、ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コンシューマー・ファイナンス株式会社に吸収合併され、同社はGEコンシューマー・ファイナンス株式会社に商号変更した。

平成21年4月1日、GEコンシューマー・ファイナンス株式会社は、新生フィナンシャル株式会社（被告）に商号変更した。

（当事者間に争いがない。）

イ 前記アに記載された会社は、いずれも貸金業法3条所定の登録を受けた貸金業者であった（弁論の全趣旨）。

原告は、旧レイクと取引を開始した後、旧レイクの貸主としての地位を承継した前記ア記載の貸金業者と取引を行っていたものであり、被告は、貸主としての地位及び継続的な金銭消費貸借取引に基づく権利義務を承継している（弁論の全趣旨）（以下、旧レイクの原告に対する貸主としての地位及び継続的な金銭消費貸借取引に基づく権利義務を承継した前記ア記載の貸金業者を、被告を含めてすべて「被告」と表示する。）。

(3) 原被告間の取引

ア 原告は、被告との間で、平成2年9月26日、基本契約を締結し、以後、継続的に金銭消費貸借取引を行った（当事者間に争いがない。）。

イ 原告は、平成5年9月3日から平成19年3月16日まで、被告との間で、別紙1計算書1（本判決の別紙1計算書1は、訴状の別紙計算書と同じ内容である。）、別紙2計算書2（本判決の別紙2計算書2は、平成25

年6月11日付け原告準備書面(1)の別紙③と同じ内容である。)の年月日欄記載の年月日に、借入金欄及び返済金欄記載のとおり金銭の借入れと弁済を繰り返した(当事者間に争いがない。平成5年9月3日から平成19年3月16日までの別紙1計算書1と別紙2計算書2の年月日欄、借入金欄及び返済金欄の記載は同じである。ただし、被告は、平成15年4月11日の後記(4)の本件決定後は、原告が被告に対し、本件決定に基づいて弁済をしていたと主張する。))。

(4) 民事調停法17条による調停に代わる決定

原告は、加古川簡易裁判所に、被告を相手方として特定調停の申立てを行い(同簡易裁判所平成15年(特ノ)第138号)、同簡易裁判所は、平成15年4月11日、次の内容により、民事調停法17条による調停に代わる決定をした(以下、民事調停法17条による調停に代わる決定一般を「17条決定」といい、原被告間の上記の民事調停法17条による調停に代わる決定を「本件決定」という。)(甲2)。

- 1 原告は、被告に対し、106万0252円(残元金99万7300円及び遅延損害金6万2952円の合計金額)の支払義務のあることを認める。
- 2 原告は、被告に対し、前項の金員を次のとおり分割して、被告のみずは銀行堺筋支店普通預金口座(口座番号20766212)に振り込む方法で支払う。
 - (1) 平成15年4月から平成19年3月まで毎月21日限り2万1800円宛
 - (2) 平成19年4月21日限り1万3852円
- 3 原告が前項の分割金の支払を怠り、その額が4万3600円に達したときは、期限の利益を失い、原告は、被告に対し、第1項の金員から既払額を控除した残額及び残元金に対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年15パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。

4 当事者双方は、本件に関し、この条項に定めるほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 調停費用は、各自の負担とする。

3 争点

- (1) 争点(1) (平成5年9月3日時点の残元金)
- (2) 争点(2) (取引の一連性)
- (3) 争点(3) (消滅時効の成否)
- (4) 争点(4) (本件決定の有効性)
- (5) 争点(5) (悪意の受益者性)
- (6) 争点(6) (不当利得返還請求の成否)
- (7) 争点(7) (取引履歴隠蔽による不法行為の成否)

第3 当事者の主張

1 争点(1) (平成5年9月3日時点の残元金)

(1) 原告の主張

ア 平成2年9月26日の取引開始から平成5年9月3日まで約3年間にわたり貸付け及び返済の各取引が反復継続して行われていたこと、その期間における約定利率は少なくとも年32.85%という高利であったことからすると、その期間の取引を利息制限法所定の制限利率により引き直して計算した場合は、既に平成5年9月3日の時点で残元金は存在しなかったはずである。したがって、平成5年9月3日時点の残元金は0としてその後の引き直し計算をすべきである。

イ 仮に平成5年9月3日以前の取引を利息制限法所定の制限利率により引き直して計算した場合に、同日時点の残元金が0でなかったとしても、被告から開示された取引データ(甲31の1・2)に記載された入金金額合計、貸付金額合計をもとに平成2年9月26日から平成5年9月3日までの取引を再現すると別紙2計算書2の同期間の記載のとおりとなり、利息

制限法所定の制限利率により引き直して計算した場合の平成5年9月3日の残元金は7万7255円であった。

(2) 被告の主張

原告の主張は争う。

被告の保存資料（乙2，3）をもとに，平成2年9月26日から平成5年9月3日までの原被告間の取引の内容を推定し，それを利息制限法所定の制限利率により引き直して計算すると，残元金は，平成5年9月3日の時点で25万5809円となる（別紙3，別紙3は乙4と同じ内容である。）。したがって，平成5年9月3日時点の残元金は0ではない。

2 争点(2)（取引の一連性）

(1) 原告の主張

本件決定は無効であり，原被告間の取引は，平成2年9月26日の取引開始から平成19年3月16日の取引終了まで一連の取引である。

(2) 被告の主張

原被告間の取引は，平成2年9月26日から平成10年4月20日までの取引（以下「第1取引」という。），平成10年11月20日から平成13年2月7日までの取引（以下「第2取引」という。），平成13年4月4日から平成14年12月4日までの取引（以下「第3取引」という。）に分断されており，平成15年4月11日の本件決定後，原告は被告に対し，本件決定に基づいて弁済をしていた。

3 争点(3)（時効消滅の成否）

(1) 被告の主張

ア 原告は，第1取引により生じた被告に対する過払金返還請求権を，第1取引の終了時である平成10年4月20日より行使することができたから，同日より10年の経過により，第1取引に基づく過払金返還請求権は，時効により消滅した。

原告は、第2取引により生じた被告に対する過払金返還請求権を、第2取引の終了時である平成13年2月7日より行使することができたから、同日より10年の経過により、第2取引に基づく過払金返還請求権は、時効により消滅した。

イ 被告は、原告に対し、平成25年3月27日の本件の第1回弁論準備手続期日において、同月21日付け被告準備書面を陳述することにより、前記アの消滅時効を援用した。

(2) 原告の主張

被告の主張は争う。

原被告間の取引は、前記2(1)のとおり、平成2年9月26日の取引開始から平成19年3月16日の取引終了まで一連の取引であるから、これによる過払金返還請求権について、消滅時効期間は未だ経過していない。

4 争点(4) (本件決定の有効性)

(1) 被告の主張

ア 原被告間においては、本件決定により、原告の被告に対する残債務が確認され、その支払方法が決められ、その他に何らの債権債務のないことが確認された。したがって、本件決定時に原告が被告に対して過払金返還請求権を有していたとしても、それは、本件決定の清算条項により、不存在が確認された。

イ(ア) 17条決定は、調停や和解と異なり、裁判所による裁判としての決定であるから、当事者の錯誤による無効を論ずる余地はない。

仮に17条決定について錯誤を論ずる余地があるとしても、本件においては、原告に錯誤はない。

(イ) 原告が本件決定によって過払金の減免を行っても利息制限法の趣旨に反せず、本件決定が利息制限法に反して無効であることはない。

(2) 原告の主張

本件決定は、無効である。その理由は、以下のとおりである。

ア 錯誤無効

(ア) 17条決定は、当事者又は利害関係人が民事調停法18条1項所定の期間内に異議の申立てをしたときは効力を失い、異議申立てがないときは、その決定は裁判上の和解と同一の効力を有するというものであり、その効力の発生を当事者の意思にかからしめているものである。そのため、17条決定の実質は、調停委員会が適正妥当な内容であると判断する最終的な調停案を当事者に提示し、当事者の異議のない場合に合意の存在が擬制され、調停に準じる性質を有するといえる。そうすると、17条決定についても錯誤無効の主張をすることができる。

(イ) 原告は、本件決定時に、それまでの取引経過を把握しておらず、過払金返還請求権が発生していることを判断するための基礎となる情報を有しておらず、貸金債務の不存在及び過払金の発生について錯誤があった。

貸金債務の不存在及び過払金の発生についての錯誤は、本件決定の内容ではなく、その前提又は基礎とされた事項の錯誤であるから、民法696条は類推適用されず、それについての錯誤無効の主張は許される。

そして、貸金債務の不存在及び過払金の発生についての錯誤は、本件決定の内容そのものについての錯誤ではなく、本件決定に至る意思形成の前提となる事実についての錯誤であり、動機の錯誤である。

原告は、上記錯誤に陥っていなければ本件決定に異議を述べたはずであるから、本件決定は、原告の意思形成の前提となる重要な事実の錯誤があった。

また、原告が、本件決定前の取引の残債務について、被告の主張するとおりのものであると誤信していたからこそ本件決定に異議を述べなかったことは、被告にとっても明らかであったから、原告の動機は、被告に対して黙示に表示されていたといえる。

したがって、本件決定は、錯誤の規定の類推適用により、無効である。

イ 利息制限法違反

本件決定は、利息制限法所定の制限利率を超える約定利息により計算された債務の存在を確認し、その支払方法を定めたものであるから、利息制限法を潜脱するものであり、無効である。

5 争点(5) (悪意の受益者性)

(1) 原告の主張

被告は、貸金業者であり、利息制限法所定の制限利率を超える利息の約定によって取引していることを認識していたから、民法704条の悪意の受益者に当たる。

(2) 被告の主張

被告は民法704条の悪意の受益者に当たらない。

6 争点(6) (不当利得返還請求の成否)

(1) 原告の主張

ア 平成5年9月3日時点の残元金は0としてその後の引き直し計算をすべきであり(前記1(1)ア)、そうすると、別紙1計算書1のとおり、最終取引日である平成19年3月16日時点の過払金元金は210万6510円、過払金利息は32万5217円であり、その合計は243万1727円である。

したがって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金と過払金利息の合計243万1727円及びうち過払金元金210万6510円に対する最終取引日の翌日である平成19年3月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求めることができる。

イ 仮に平成5年9月3日以前の取引を利息制限法所定の制限利率により引き直して計算した場合に、同日時点の残元金が0でなかったとしても、被

告から開示された取引データ（甲 3 1 の 1 ・ 2）に記載された入金金額合計、貸付金額合計をもとに平成 2 年 9 月 2 6 日から平成 5 年 9 月 3 日までの取引を再現すると別紙 2 計算書 2 の同期間の記載のとおりとなり、利息制限法所定の制限利率により引き直して計算した場合の平成 5 年 9 月 3 日の残元金は 7 万 7 2 5 5 円であった。そうすると、平成 5 年 9 月 3 日以後も含めて利息制限法所定の制限利率により引き直して計算すると、別紙 2 計算書 2 のとおり、最終取引日である平成 1 9 年 3 月 1 6 日時点の過払金元金は 2 0 4 万 3 7 8 9 円、過払金利息は 3 1 万 1 7 9 4 円であり、その合計は 2 3 5 万 5 5 8 3 円である。

(2) 被告の主張

原告の主張は争う。

7 争点(7) (取引履歴隠蔽による不法行為の成否)

(1) 原告の主張

被告は取引履歴を隠蔽しており、これは不法行為に該当し、それにより、原告は、過払金と同額の損害を被った。

(2) 被告の主張

原告の主張は争う。

第 4 当裁判所の判断

1 争点(1) (平成 5 年 9 月 3 日時点の残元金) について

(1) 原被告間の取引は、平成 2 年 9 月 2 6 日から開始されたが（前記第 2, 2 (1), (3)ア), 詳細な取引履歴（甲 1 の 3 [1 頁]）の開始日は平成 5 年 9 月 3 日である。そして、取引履歴（甲 1 の 3 [1 頁]）には、平成 5 年 9 月 3 日時点の約定残元金は 4 9 万 9 6 2 9 円と記載されている。

(2)ア ところで、平成 2 年 9 月 2 6 日から平成 5 年 9 月 3 日までの取引を裏付ける証拠としては、参考データ（甲 3 1 の 2）がある。参考データ（甲 3 1 の 2）は、取引年月、入金金額合計、貸付金額合計、月末時点の約定

利率、月末時点の損害金利率、月末時点の貸付残高が記載されている。取引年月は、平成2年9月から平成5年9月まで記載されており、月末時点の約定利率は各月とも32.850%、月末時点の損害金利率は各月とも35.000%と記載されている。

そして、参考データ（甲31の2）には、「本データは、当社内で諸業務に使用するため、加工・集計して生成されたデータの一部残存です。そのため、元のデータも存在せず本情報の内容が正確であることや欠落がないことの保証はいたしかねます。」と記載されている。

イ 原被告間の取引開始時の基本契約の契約書である平成2年9月21日付け契約書（乙2）、限度額を50万円に引き上げた際の平成3年3月1日付け契約書（乙3）をもとに、貸付金額、入金額、残高が参考データ（甲31の2）の貸付金額合計、入金金額合計、月末時点の貸付残高にできるだけ沿うようにして、平成5年9月3日時点の約定残元金が49万9629円となるように、平成2年9月26日から平成5年9月3日までの取引を推計すると、別紙3（乙4）のとおりとなると認められる。

しかし、別紙3は、平成2年9月から平成3年2月までの貸付金額、入金額、残高は、参考データ（甲31の2）の同期間の貸付金額合計、入金金額合計、月末時点の貸付残高に概ね一致しているが、それ以後は、別紙3の貸付金額、入金額、残高は、参考データ（甲31の2）の同期間の貸付金額合計、入金金額合計、月末時点の貸付残高と大きく異なっており、その点からすると、参考データ（甲31の2）に基づく取引の推計として、別紙3によるのは相当でないと解される。

上記のように参考データ（甲31の2）に基づいて正確な推計ができないのは、参考データ（甲31の2）が、そこに記載されているとおり（前記ア）、加工・集計して生成されたデータの一部残存であることによると推認される。そして、参考データ（甲31の2）記載の数字のうち、月末時

点の貸付残高は、計算の結果算出された数字であるのに対し、入金金額合計及び貸付金額合計は、実際に原告が被告に弁済し、被告が原告に貸し付けた金額に基づいた数字であると考えられることからすると、参考データ（甲 3 1 の 2）記載の数字のうち、入金金額合計及び貸付金額合計の金額をもとに取引を推認するのが相当と解される。

参考データ（甲 3 1 の 2）記載の入金金額合計及び貸付金額合計の金額をもとに、平成 2 年 9 月 2 6 日から平成 5 年 9 月 3 日までの取引を推計すると、別紙 2 計算書 2 の同期間の年月日欄記載の年月日に、借入金欄記載の金員を借り入れ、返済金欄記載の金員を弁済するという取引を行ったものと推認される。もっとも、別紙 2 計算書 2 記載のとおり取引であったとした場合、詳細な取引履歴（甲 1 の 3）の開始日である平成 5 年 9 月 3 日時点の約定残元金が、同取引履歴（甲 1 の 3）の同日の元金残高欄記載の金額（4 9 万 9 6 2 9 円）と等しくなるかどうかは明らかでない（別紙 2 計算書 2 は利息制限法所定の制限利率に引き直して計算した結果を示すものであり、平成 5 年 9 月 3 日の残元金欄の金額〔7 万 7 2 5 5 円〕は、引き直し計算の結果によるものである。）。しかし、別紙 2 計算書 2 によれば、利息制限法所定の制限利率による引き直し計算によっても平成 5 年 9 月 3 日の時点で残元金が存在したことが認められるから、約定利率によっても同日時点で残元金が存在したものと推認され、その点で、別紙 2 計算書 2 は、詳細な取引履歴（甲 1 の 3）に反するものではなく、合理性があるものと認められる。

以上によれば、平成 2 年 9 月 2 6 日から平成 5 年 9 月 3 日までの取引は、別紙 2 計算書 2 記載の同期間の年月日欄、借入金欄、返済金欄記載のとおりであったものと認めるのが相当である。

- (3) 前記(2)イのように、平成 2 年 9 月 2 6 日から平成 5 年 9 月 3 日までの取引は、別紙 2 計算書 2 記載のとおりであり、これについて利息制限法所定の制

限利率による引き直し計算をすると、平成5年9月3日の時点で残元金7万7255円が存在したことが認められるから、同日以後の取引を含めて利息制限法所定の制限利率による引き直し計算をする場合は、同日の時点で7万7255円の残元金があったことを前提として行うべきである。

2 争点(2) (取引の一連性) について

(1) 被告は、平成15年4月11日の本件決定前の原被告間の取引は、平成2年9月26日から平成10年4月20日までの第1取引、平成10年11月20日から平成13年2月7日までの第2取引、平成13年4月4日から平成14年12月4日までの第3取引に分断されている旨主張する。

(2) 基本契約に基づく取引に係る債務について利息制限法所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、その後に改めて基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないと解される。

そして、①第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、②第1の基本契約についての契約書の返還の有無、③借入れ等に際し使用されるカードの失効手続の有無、④第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主の接触の状況、⑤第2の基本契約が締結されるに至る経緯、⑥第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができるときには、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金

を第2の基本契約に基づく取引により生じた新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するものと解するのが相当である。

- (3) 甲1の3〔3頁〕によれば、第1取引の最終取引日である平成10年4月20日には、30万1626円が弁済され、約定利息により計算された元金残高が0となっている。そして、その後の履歴は頁を改めて平成10年11月20日（甲1の3〔4頁〕）から始まっている。これによれば、第1取引は完済されたものとして扱われ、第2取引の開始に当たり、第1取引の基本契約と別個の基本契約が締結されたことは推認される。

そこで、前記(2)の事情を検討すると、第1取引の期間は約7年7か月であるのに対し、第1取引と第2取引の間の取引のない期間（空白期間）は約7か月であり、空白期間は、それ以前の取引期間に比べて非常に短い。そして、第2取引の基本契約を締結する際に、それ以前の取引の契約書が原告に返還されたかどうか、それ以前の取引に使用されていたカードの失効手続きがとられたかどうか、第1取引の最終の弁済から第2取引の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主の接触の状況、第2の基本契約が締結されるに至る経緯は明らかではない。甲1の3〔3, 4頁〕によれば、第1取引の最終日である平成10年4月20日の時点における第1取引の約定利率は年29.2%, 遅延損害金利率は年35.0%であり、第2取引の開始日である平成10年11月20日の時点における第2取引の約定利率、遅延損害金利率と同じであったことが認められる。第1取引と第2取引の各基本契約におけるその他の契約条件の異同は明らかではない。

上記事情を考慮すると、第1取引と第2取引は連続した一連の取引と認められる。

- (4) 甲1の3〔5頁〕によれば、第2取引の最終日である平成13年2月7日には、約定利率による元金残高が-915円となっており、第3取引の開始日である平成13年4月4日、915円の預かり金が被告から原告に返還さ



れ、約定利息による元金残高が0となっており、同日、原告が被告から60万円を借り入れたこととされている。これによれば、第3取引の開始に当たり、第2取引の基本契約と別個の基本契約が締結されたことは窺われる。

そこで、前記(2)の事情を検討すると、第1取引と第2取引は連続した一連の取引と認められ(前記(3))、その期間は約10年4か月に及ぶのに対し、第2取引と第3取引の間の空白期間は約2か月であり、空白期間は、それ以前の取引期間に比べて非常に短い。そして、第3取引の基本契約を締結する際に、それ以前の取引の契約書が原告に返還されたかどうか、それ以前の取引に使用されていたカードの失効手続きがとられたかどうか、第2取引の最終の弁済から第3取引の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主の接触の状況、第3取引の基本契約が締結されるに至る経緯は明らかではない。甲1の3〔5頁〕によれば、第2取引の最終日である平成13年2月7日の時点における第2取引の約定利率は年27.0%、遅延損害金利率は年29.2%であり、第3取引の開始日である平成13年4月4日の時点における第3取引の約定利率は年18.0%、遅延損害金利率は年29.2%であったことが認められる。第2取引と第3取引の各基本契約におけるその他の契約条件の異同は明らかではない。

上記のとおり、第2取引の最終日の約定利率と第3取引の開始日の約定利率は異なる。しかし、甲1の3によれば、被告の主張によっても一連とされる各取引の途中において、約定利率、遅延損害金利率は変更されていることが認められる。すなわち、甲1の3によれば、第1取引の途中である平成9年4月28日には、約定利率が年32.85%から29.2%に変更され(甲1の3〔2頁〕)、第2取引の途中では、平成10年12月2日に遅延損害金利率が35.0%から36.5%に変更され(甲1の3〔4頁〕)、平成12年6月23日に遅延損害金利率が36.5%から29.2%に変更され(甲1の3〔4頁〕)、同年12月26日には約定利率が29.2%から27.0%

に変更されている（甲 1 の 3〔5 頁〕）。これらの事実によれば、約定利率、遅延損害金利率が変更されたことは、取引の分断の有無を判断するに当たって過度に重視することはできないと解される。

上記の諸事情を考慮すると、第 1 取引、第 2 取引と第 3 取引は、連続した一連の取引と認められ、被告の前記(1)の主張は、採用することができない。したがって、第 1 取引により発生した過払金を第 2 取引により生じた新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在し、第 2 取引により発生した過払金を第 3 取引により生じた新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するものと認められる。

3 争点(3)（消滅時効の成否）について

前記 2 (4)のとおり、第 1 取引、第 2 取引及び第 3 取引は、連続した一連の取引と認められるから、これらが分断していることを前提として、第 1 取引による過払金返還請求権、第 2 取引による過払金返還請求権が時効消滅しているという被告の主張は、採用することができない。

4 争点(4)（本件決定の有効性）について

(1) 17 条決定への錯誤の規定の類推適用の有無

17 条決定は、当事者の意思から独立して裁判所によりなされる決定である。しかし、17 条決定は、当事者の互譲及び合意を前提とする民事調停制度における手続であって、同決定をするに当たって、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、事件の解決のために必要な決定をすることができる旨定められているから（民事調停法 17 条）、権利義務関係の存否の判断を目的とする訴訟手続における判決等とは異なる。また、取下げ等のない限り、当事者の意思にかかわらず何らかの法的効力が生ずる判決及び決定と異なり、17 条決定は、当事者又は利害関係人から所定期間内に異議が申し立てられた場合にはその効力を失う旨定められていることからすれば、17 条決定は、実質的には、裁判所による最終的な調停案の提示であり、これ

に対する異議申立てをしないという当事者の意思が事実上合致した場合に裁判上の和解と同一の効力を生じる制度，すなわち，和解と同様に，当事者等の合意に基礎を置いた紛争解決のための制度であると解される。したがって，17条決定についても，和解の効力の規定（民法696条）の類推適用があり，和解と同様に錯誤の規定（民法95条）の類推適用があるものと解される。

(2) 事実認定

ア 本件決定前の取引において，約定利率は，利息制限法所定の制限利率を超過していた（甲1の3，甲31の2，弁論の全趣旨）。

イ 本件決定前の取引が貸金業法43条1項（平成18年法律第115号による改正前。以下，同じ。）の要件を充足していたことを認めるに足りる証拠はなく，本件決定前の取引は，同項の要件を充足していなかった。

ウ 本件決定により原告の支払義務が確認された貸金債務の金額は，本件決定前の取引について，約定利率により算出されたものであった（甲1の3，甲2，弁論の全趣旨）。

エ 平成2年9月26日から平成5年9月3日までの取引が別紙2計算書2のとおりであるとし（前記1(2)イ），第1取引，第2取引及び第3取引を一連の取引として（前記2(4)），本件決定前の取引を利息制限法所定の制限利率により引き直して計算すると，本件決定前の直近の取引日である平成14年12月4日においては，過払金元金が98万3537円であったから（別紙2計算書2），後記5(3)のとおり過払金利息も請求し得ることを考慮すると，本件決定の時点（平成15年4月11日）では，原告は，被告に対し，上記の98万3537円以上の不当利得に基づく過払金返還請求権を有していたものと認められる。

オ 原告は，平成15年初旬，借金の返済に困り，加古川簡易裁判所に相談に行つて特定調停の申立てを勧められ，特定調停を申し立て，被告の提示

額をもとに3年ないし4年の範囲での支払が可能となる分割支払の案を調停委員会が示し、原告及び被告がそれに合意した上で、本件決定が行われた。本件決定を受けるに当たり、原告が被告から本件決定前の取引の取引履歴の開示を受けることはなかった。

原告は本件決定を受ける際、被告に対して行った弁済を利息制限法所定の制限利率に引き直して過払金が生じている場合に過払金の返還を請求できることを知らず、被告、裁判所の職員、調停委員からも、過払金について話が出ることはなかった。

(甲35)

カ 本件決定前の取引について、原告は、本件決定前の直近の取引日である平成14年12月4日までは、ほぼ毎月弁済していたが、それより後は資金に窮し、本件決定に基づいて弁済を開始した平成15年4月21日までの間は弁済を行っていなかった(別紙1計算書1、別紙2計算書2、前記第2、2(3)イ)。

(3) 錯誤の主張の可否

ア ところで、民法696条は、和解の効力として、当事者の一方が和解によって争いの目的である権利を有するものと認められ、又は相手方がこれを有しないものと認められた場合において、その当事者の一方が従来その権利を有していなかった旨の確証又は相手方がこれを有していた旨の確証が得られたときは、その権利は、和解によってその当事者の一方に移転し、又は消滅したものとすると定める。そのため、和解によってやめることを約した争いの目的について錯誤があっても、和解は無効とはならない。しかし、和解によってやめることを約した争いの目的ではなく、その前提又は基礎とされた事項に錯誤がある場合には、民法696条は適用されず、錯誤無効の主張は許される。

イ これを本件についてみると、本件決定において、貸金債務残額、それに

ついて原告がいくらの返済義務を負うか及びその支払方法という事項は、本件決定の内容たる事項であるから、これらについての錯誤を理由に本件決定の無効を主張することはできない。

しかし、前記(2)の認定事実によれば、原告は、本件決定の際、被告から、本件決定前の取引についての取引履歴の開示を受けておらず、本件決定前の取引の経過等について把握していなかったから、本件決定前の取引にみなし弁済の適用がなく過払金返還請求権が発生していることについて判断するための基礎となる情報を有していなかったものといえる。そのため、貸金債務の不存在及び過払金の発生は、本件決定の内容である事項にはなっていなかったものと認められる。

したがって、貸金債務の不存在及び過払金の発生についての錯誤は、本件決定の内容ではなく、その前提又は基礎とされた事項の錯誤であるから、民法696条は類推適用されず、それについての錯誤無効の主張は許される。

(4) 錯誤無効の成否

ア 貸金債務の不存在及び過払金の発生についての錯誤は、本件決定の内容そのものについての錯誤ではなく、本件決定に至る意思形成の前提となる事実についての錯誤、すなわち本件決定に当たっての動機の錯誤である。

イ 本件決定前の取引を利息制限法所定の制限利率に引き直して計算すると、本件決定当時、貸金残債務はなく、むしろ過払金返還請求権が発生していたのであるが（前記(2)エ）、原告と被告は、約定利率により計算した残債務額を前提とした本件決定に異議を述べなかった。しかし、原告が取引履歴の開示を受け、本件決定前の取引の貸付・返済の具体的状況、本件決定前の取引の残債務の算定根拠について錯誤に陥っていなければ、本件決定に異議を述べたことは当然であり、原告は、その意思形成の前提となる重要な事実の錯誤があったといえる。

ウ また、原告が、本件決定前の取引の残債務について、被告の主張するところのものであると誤信していたからこそ本件決定に異議を述べなかったことは、被告にとっても明らかであったから、原告の動機は、被告に対して黙示に表示されていたといえる。

エ したがって、本件決定は、錯誤の規定の類推適用により、無効である。

5 争点(5) (悪意の受益者性) について

(1) 金銭を目的とする消費貸借において利息制限法所定の法定利率を超過する利息の契約は、その超過部分につき無効であって、この理は、貸金業者についても同様であるところ、貸金業者については、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができるのとされているにとどまる。このような法の趣旨からすれば、貸金業者は、同項の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元金があればこれに充当され、残元金が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される（最高裁平成17年（受）第1970号同19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁等参照）。

(2) 本件において、本件決定前の取引、本件決定後の取引が貸金業法43条1項の要件を満たしていると認めるに足る証拠はない。

また、被告が、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる

特段の事情があることを認めるに足りる証拠もない。

- (3) そうすると、被告は、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定され、この推定を覆すに足りる事情も認められないから、被告は、民法704条の悪意の受益者に当たるといふべきである。

したがって、原告は、被告に対し、過払金の利息も請求することができる。

6 争点(6) (不当利得返還請求の成否) について

- (1) 本件決定は無効であるから (前記4(4)エ)、本件決定前の取引を利息制限法所定の制限利率により引き直して計算した場合の原告の被告に対する過払金返還請求権は、消滅していない。

また、本件決定は無効であるから、本件決定後の取引における弁済は、本件決定によって確認された債務に対する弁済とは認められず、原告は、本件取引後の弁済についても、不当利得返還請求をすることができるものと解される。本件決定が本件決定前の取引による貸金債務の弁済のためにされたことを考慮すると、本件決定後の弁済は、本件決定前の取引に引き続く一連の弁済として、過払金を算定すべきものと解される。

- (2) 前記1(2)イのとおり、平成2年9月26日から平成5年9月3日までの取引は、別紙2計算書2記載の同期間の年月日欄、借入金欄、返済金欄記載のとおりであったものと認められ、前記1(3)のとおり、平成5年9月3日の時点で残元金7万7255円が存在したことを前提として利息制限法所定の制限利率による引き直し計算をすべきである。原告が、平成5年9月3日から平成19年3月16日まで、被告との間で、別紙2計算書2記載の年月日欄記載の年月日に、借入金欄及び返済金欄記載のとおり金銭の借入れと弁済を繰り返したことは当事者間に争いがない (前記第2, 2(3)イ)。

平成2年9月26日からの取引を利息制限法所定の制限利率に引き直して計算すると、別紙2計算書2のとおり、最終取引日である平成19年3月1

6日の時点で、過払金元金は204万3789円、過払金利息は31万1794円であり、その合計は235万5583円である。

- (3) したがって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金と過払金利息の合計235万5583円及びうち過払金元金204万3789円に対する最終取引日の翌日である平成19年3月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求めることができる。

7 争点(7) (取引履歴隠蔽による不法行為の成否) について

被告は、原被告間の取引に関するデータ、平成5年9月3日以降の取引履歴を開示しており（甲1の1ないし3，甲31の1・2），被告が故意又は過失により取引履歴を隠蔽していると認めるに足りる証拠はないから、被告について、取引履歴隠蔽による不法行為が成立するものとは認められない。

したがって、被告による取引履歴の隠蔽による不法行為に基づく損害賠償の請求は理由がない。

8 結論

よって、原告の請求は、被告に対し、235万5583円及びうち204万3789円に対する平成19年3月17日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却する。仮執行宣言は、金銭の支払を命じた主文第1項に付するのが相当であり、仮執行免脱宣言は、これを付すのは相当でない。

大分地方裁判所民事第1部

裁判官

中 平 健

(別紙1)

計 算 書 1

債務者		債権者		0		入力方式		年月日		過払利率		5%	
元本残高		新生フィナンシャル		任意利率↓		借入合計		5,559,139		過払利息		-325,217	
年 月 日		借入金		返済金		返済合計		7,343,102		合 計		-2,431,727	
		-2,106,510		日数		利率		発生利息		未払利息		元本充当	
								残元金		利息充当		過払利息	
												未払過払利息	
1	1993	9	3	39,000	0	0	0	39,000	0	0	0	0	0
2	1993	10	6	50,000	33	20.000	705	-10,295	0	49,295	705	0	0
3	1993	10	7	34,000	1	0.000	0	23,704	0	0	0	-1	0
4	1993	11	8	50,000	32	20.000	415	-25,881	0	49,585	415	0	0
5	1993	11	8	30,000	0	0.000	0	4,119	0	0	0	0	0
6	1993	12	4	50,000	26	20.000	58	-45,823	0	49,942	58	0	0
7	1994	1	4	50,000	31	0.000	0	-95,823	0	50,000	0	-194	-194
8	1994	1	21	80,000	17	0.000	0	-16,240	0	0	0	-223	0
9	1994	2	5	50,000	15	0.000	0	-66,240	0	50,000	0	-33	-33
10	1994	2	27	35,000	22	0.000	0	-31,472	0	0	0	-199	0
11	1994	3	7	50,000	8	0.000	0	-81,472	0	50,000	0	-34	-34
12	1994	3	20	40,000	13	0.000	0	-41,651	0	0	0	-145	0
13	1994	4	6	50,000	17	0.000	0	-91,651	0	50,000	0	-96	-96
14	1994	4	19	37,000	13	0.000	0	-54,910	0	0	0	-163	0
15	1994	5	6	50,000	17	0.000	0	-104,910	0	50,000	0	-127	-127
16	1994	5	16	37,000	10	0.000	0	-68,180	0	0	0	-143	0
17	1994	6	7	50,000	22	0.000	0	-118,180	0	50,000	0	-205	-205
18	1994	6	11	35,000	4	0.000	0	-83,449	0	0	0	-64	0
19	1994	7	5	50,000	24	0.000	0	-133,449	0	50,000	0	-274	-274
20	1994	7	22	39,000	17	0.000	0	-95,033	0	0	0	-310	0
21	1994	8	7	50,000	16	0.000	0	-145,033	0	50,000	0	-208	-208
22	1994	8	10	30,000	3	0.000	0	-115,300	0	0	0	-59	0
23	1994	9	5	50,000	26	0.000	0	-165,300	0	50,000	0	-410	-410
24	1994	9	5	40,000	0	0.000	0	-125,710	0	0	0	0	0
25	1994	9	13	3,000	8	0.000	0	-122,847	0	0	0	-137	0
26	1994	10	6	50,000	23	0.000	0	-172,847	0	50,000	0	-387	-387
27	1994	10	15	35,000	9	0.000	0	-138,447	0	0	0	-213	0
28	1994	11	7	50,000	23	0.000	0	-188,447	0	50,000	0	-436	-436
29	1994	12	1	37,000	24	0.000	0	-152,502	0	0	0	-619	0
30	1994	12	5	50,000	4	0.000	0	-202,502	0	50,000	0	-83	-83
31	1994	12	15	38,000	10	0.000	0	-164,862	0	0	0	-277	0
32	1995	1	4	50,000	20	0.000	0	-214,862	0	50,000	0	-451	-451
33	1995	1	4	35,000	0	0.000	0	-180,313	0	0	0	0	0
34	1995	2	2	50,000	29	0.000	0	-230,313	0	50,000	0	-716	-716
35	1995	2	2	35,000	0	0.000	0	-196,029	0	0	0	0	0
36	1995	2	12	4,000	10	0.000	0	-192,297	0	0	0	-268	0
37	1995	3	4	50,000	20	0.000	0	-242,297	0	50,000	0	-526	-526
38	1995	3	4	35,000	0	0.000	0	-207,823	0	0	0	0	0
39	1995	4	1	50,000	28	0.000	0	-257,823	0	50,000	0	-797	-797
40	1995	4	10	36,000	9	0.000	0	-222,937	0	0	0	-317	0
41	1995	5	2	50,000	22	0.000	0	-272,937	0	50,000	0	-671	-671
42	1995	5	11	38,000	9	0.000	0	-235,944	0	0	0	-336	0
43	1995	6	1	50,000	21	0.000	0	-285,944	0	50,000	0	-678	-678
44	1995	6	1	35,000	0	0.000	0	-251,622	0	0	0	0	0
45	1995	7	2	50,000	31	0.000	0	-301,622	0	50,000	0	-1,068	-1,068
46	1995	7	2	35,000	0	0.000	0	-267,690	0	0	0	0	0
47	1995	7	2	4,000	0	0.000	0	-263,690	0	0	0	0	0
48	1995	8	7	50,000	36	0.000	0	-313,690	0	50,000	0	-1,300	-1,300
49	1995	8	31	50,000	24	0.000	0	-363,690	0	50,000	0	-1,031	-2,331
50	1995	8	31	70,000	0	0.000	0	-296,021	0	0	0	0	0
51	1995	9	30	50,000	30	0.000	0	-346,021	0	50,000	0	-1,216	-1,216
52	1995	10	23	40,000	23	0.000	0	-308,327	0	0	0	-1,090	0
53	1995	10	29	50,000	6	0.000	0	-358,327	0	50,000	0	-253	-253
54	1995	10	29	30,000	0	0.000	0	-328,580	0	0	0	0	0
55	1995	11	27	50,000	29	0.000	0	-378,580	0	50,000	0	-1,305	-1,305
56	1995	12	29	50,000	32	0.000	0	-428,580	0	50,000	0	-1,659	-2,964
57	1996	1	29	50,000	31	0.000	0	-478,580	0	50,000	0	-1,815	-4,779
58	1996	2	26	50,000	28	0.000	0	-528,580	0	50,000	0	-1,830	-6,609
59	1996	3	3	100,000	6	0.000	0	-435,622	0	0	0	-433	0
60	1996	3	29	50,000	26	0.000	0	-485,622	0	50,000	0	-1,547	-1,547
61	1996	3	29	90,000	0	0.000	0	-397,169	0	0	0	0	0
62	1996	4	7	9,000	9	0.000	0	-388,657	0	0	0	-488	0
63	1996	5	1	50,000	24	0.000	0	-438,657	0	50,000	0	-1,274	-1,274
64	1996	5	1	30,000	0	0.000	0	-409,931	0	0	0	0	0
65	1996	5	30	50,000	29	0.000	0	-459,931	0	50,000	0	-1,624	-1,624
66	1996	6	28	50,000	29	0.000	0	-509,931	0	50,000	0	-1,822	-3,446
67	1996	6	28	80,000	0	0.000	0	-433,377	0	0	0	0	0

利息計算() 新生フィナンシャル(一連)

68	1998	8	1		50,000	34	0.000	0	-483,377	0	50,000	0	-2,012	-2,012
69	1998	8	1	30,000		0	0.000	0	-455,389	0	0	0	0	0
70	1998	8	29		50,000	28	0.000	0	-505,389	0	50,000	0	-1,741	-1,741
71	1998	8	29	30,000		0	0.000	0	-477,130	0	0	0	0	0
72	1998	9	30		50,000	32	0.000	0	-527,130	0	50,000	0	-2,085	-2,085
73	1998	10	30		50,000	30	0.000	0	-577,130	0	50,000	0	-2,160	-4,245
74	1998	10	30	60,000		0	0.000	0	-521,375	0	0	0	0	0
75	1998	12	1		50,000	32	0.000	0	-571,375	0	50,000	0	-2,279	-2,279
76	1998	12	30		50,000	29	0.000	0	-621,375	0	50,000	0	-2,263	-4,542
77	1998	12	30	60,000		0	0.000	0	-565,917	0	0	0	0	0
78	1997	2	2		50,000	34	0.000	0	-615,917	0	50,000	0	-2,635	-2,635
79	1997	2	27		50,000	25	0.000	0	-665,917	0	50,000	0	-2,109	-4,744
80	1997	2	27	100,000		0	0.000	0	-570,661	0	0	0	0	0
81	1997	3	30		50,000	31	0.000	0	-620,661	0	50,000	0	-2,423	-2,423
82	1997	4	28		50,000	29	0.000	0	-670,661	0	50,000	0	-2,465	-4,888
83	1997	4	28		406,271	0	0.000	0	-1,076,932	0	406,271	0	0	-4,888
84	1997	4	28	406,271		0	0.000	0	-675,549	0	0	0	0	0
85	1997	5	5	50,000		7	0.000	0	-626,196	0	0	0	-647	0
86	1997	6	5		50,000	31	0.000	0	-676,196	0	50,000	0	-2,659	-2,659
87	1997	7	2		50,000	27	0.000	0	-726,196	0	50,000	0	-2,500	-5,159
88	1997	7	7	50,000		5	0.000	0	-681,852	0	0	0	-497	0
89	1997	8	3		50,000	27	0.000	0	-731,852	0	50,000	0	-2,521	-2,521
90	1997	8	14	50,000		11	0.000	0	-685,475	0	0	0	-1,102	0
91	1997	8	16	50,000		2	0.000	0	-635,662	0	0	0	-187	0
92	1997	8	29		50,000	13	0.000	0	-685,662	0	50,000	0	-1,132	-1,132
93	1997	8	29	20,000		0	0.000	0	-666,794	0	0	0	0	0
94	1997	8	29	20,000		0	0.000	0	-646,794	0	0	0	0	0
95	1997	9	29		50,000	31	0.000	0	-696,794	0	50,000	0	-2,746	-2,746
96	1997	9	29	30,000		0	0.000	0	-669,540	0	0	0	0	0
97	1997	10	29		50,000	30	0.000	0	-719,540	0	50,000	0	-2,751	-2,751
98	1997	12	1		40,000	33	0.000	0	-759,540	0	40,000	0	-3,252	-6,003
99	1997	12	1		10,000	0	0.000	0	-769,540	0	10,000	0	0	-6,003
100	1997	12	28		50,000	27	0.000	0	-819,540	0	50,000	0	-2,846	-8,849
101	1998	2	1		50,000	35	0.000	0	-869,540	0	50,000	0	-3,929	-12,778
102	1998	3	2		50,000	29	0.000	0	-919,540	0	50,000	0	-3,454	-16,232
103	1998	4	3		50,000	32	0.000	0	-969,540	0	50,000	0	-4,030	-20,262
104	1998	4	9	60,000		6	0.000	0	-930,598	0	0	0	-796	0
105	1998	4	20		301,626	11	0.000	0	-1,232,224	0	301,626	0	-1,402	-1,402
106	1998	11	20	200,000		214	0.000	0	-1,069,748	0	0	0	-36,122	0
107	1998	12	2		50,000	12	0.000	0	-1,119,748	0	50,000	0	-1,758	-1,758
108	1998	12	2		151,920	0	0.000	0	-1,271,688	0	151,920	0	0	-1,758
109	1998	12	2	151,920		0	0.000	0	-1,121,506	0	0	0	0	0
110	1999	1	2	200,000		31	0.000	0	-926,268	0	0	0	-4,762	0
111	1999	1	2		50,000	0	0.000	0	-976,268	0	50,000	0	0	0
112	1999	1	31		30,000	29	0.000	0	-1,006,268	0	30,000	0	-3,878	-3,878
113	1999	2	28	100,000		28	0.000	0	-914,005	0	0	0	-3,859	0
114	1999	3	4		20,000	4	0.000	0	-934,005	0	20,000	0	-500	-500
115	1999	3	28	100,000		24	0.000	0	-837,575	0	0	0	-3,070	0
116	1999	4	3		30,000	6	0.000	0	-867,575	0	30,000	0	-688	-688
117	1999	4	8	50,000		5	0.000	0	-818,857	0	0	0	-594	0
118	1999	5	5		30,000	27	0.000	0	-848,857	0	30,000	0	-3,028	-3,028
119	1999	6	3		30,000	29	0.000	0	-878,857	0	30,000	0	-3,372	-6,400
120	1999	6	12	36,000		9	0.000	0	-850,340	0	0	0	-1,083	0
121	1999	6	29		50,000	17	0.000	0	-900,340	0	50,000	0	-1,980	-1,980
122	1999	7	12	40,000		13	0.000	0	-863,923	0	0	0	-1,603	0
123	1999	8	1		30,000	20	0.000	0	-893,923	0	30,000	0	-2,366	-2,366
124	1999	9	4		30,000	34	0.000	0	-923,923	0	30,000	0	-4,163	-6,529
125	1999	9	4	30,000		0	0.000	0	-900,452	0	0	0	0	0
126	1999	10	3		30,000	29	0.000	0	-930,452	0	30,000	0	-3,577	-3,577
127	1999	10	3	20,000		0	0.000	0	-914,029	0	0	0	0	0
128	1999	11	4		30,000	32	0.000	0	-944,029	0	30,000	0	-4,006	-4,006
129	1999	12	3		30,000	29	0.000	0	-974,029	0	30,000	0	-3,750	-7,756
130	1999	12	30		30,000	27	0.000	0	-1,004,029	0	30,000	0	-3,602	-11,358
131	2000	1	24	50,000		25	0.000	0	-968,816	0	0	0	-3,429	0
132	2000	2	1		30,000	8	0.000	0	-998,816	0	30,000	0	-1,058	-1,058
133	2000	3	5		30,000	33	0.000	0	-1,028,816	0	30,000	0	-4,502	-5,560
134	2000	3	5	40,000		0	0.000	0	-994,376	0	0	0	0	0
135	2000	4	4		30,000	30	0.000	0	-1,024,376	0	30,000	0	-4,075	-4,075
136	2000	4	4	20,000		0	0.000	0	-1,008,451	0	0	0	0	0
137	2000	5	2		30,000	28	0.000	0	-1,038,451	0	30,000	0	-3,857	-3,857
138	2000	5	2	20,000		0	0.000	0	-1,022,308	0	0	0	0	0
139	2000	6	4		30,000	33	0.000	0	-1,052,308	0	30,000	0	-4,608	-4,608

利息計算() 新生フィナンシャル(一連)

[illegible]

212	2004	5	18		22,000	32	0.000	0	-1,353,258	0	22,000	0	-5,819	-84,351
213	2004	7	15		22,000	58	0.000	0	-1,375,258	0	22,000	0	-10,722	-95,073
214	2004	8	16		22,000	32	0.000	0	-1,397,258	0	22,000	0	-6,012	-101,085
215	2004	9	15		22,000	30	0.000	0	-1,419,258	0	22,000	0	-5,726	-106,811
216	2004	10	18		22,000	33	0.000	0	-1,441,258	0	22,000	0	-6,398	-113,209
217	2004	11	18		22,000	31	0.000	0	-1,463,258	0	22,000	0	-6,103	-119,312
218	2004	12	16		22,000	28	0.000	0	-1,485,258	0	22,000	0	-5,597	-124,909
219	2005	1	17		22,000	32	0.000	0	-1,507,258	0	22,000	0	-6,510	-131,419
220	2005	2	17		23,000	31	0.000	0	-1,530,258	0	23,000	0	-6,400	-137,819
221	2005	3	18		22,000	29	0.000	0	-1,552,258	0	22,000	0	-6,079	-143,898
222	2005	4	19		22,000	32	0.000	0	-1,574,258	0	22,000	0	-6,804	-150,702
223	2005	5	17		25,000	28	0.000	0	-1,599,258	0	25,000	0	-6,038	-156,740
224	2005	6	16		25,000	30	0.000	0	-1,624,258	0	25,000	0	-6,572	-163,312
225	2005	7	15		25,000	29	0.000	0	-1,649,258	0	25,000	0	-6,452	-169,764
226	2005	8	15		25,000	31	0.000	0	-1,674,258	0	25,000	0	-7,003	-176,767
227	2005	9	16		25,000	32	0.000	0	-1,699,258	0	25,000	0	-7,339	-184,106
228	2005	10	14		23,000	28	0.000	0	-1,722,258	0	23,000	0	-6,517	-190,623
229	2005	11	16		22,000	33	0.000	0	-1,744,258	0	22,000	0	-7,785	-198,408
230	2005	12	16		22,000	30	0.000	0	-1,766,258	0	22,000	0	-7,168	-205,576
231	2006	1	16		22,000	31	0.000	0	-1,788,258	0	22,000	0	-7,500	-213,076
232	2006	2	16		22,000	31	0.000	0	-1,810,258	0	22,000	0	-7,593	-220,669
233	2006	3	18		22,000	28	0.000	0	-1,832,258	0	22,000	0	-6,943	-227,612
234	2006	4	17		22,000	32	0.000	0	-1,854,258	0	22,000	0	-8,031	-235,643
235	2006	5	18		22,000	29	0.000	0	-1,876,258	0	22,000	0	-7,366	-243,009
236	2006	6	15		22,000	30	0.000	0	-1,898,258	0	22,000	0	-7,710	-250,719
237	2006	7	18		22,000	33	0.000	0	-1,920,258	0	22,000	0	-8,581	-259,300
238	2006	8	24		22,000	37	0.000	0	-1,942,258	0	22,000	0	-9,732	-269,032
239	2006	9	19		22,000	26	0.000	0	-1,964,258	0	22,000	0	-6,917	-275,949
240	2006	10	16		22,000	27	0.000	0	-1,986,258	0	22,000	0	-7,265	-283,214
241	2006	11	16		22,000	31	0.000	0	-2,008,258	0	22,000	0	-8,434	-291,648
242	2006	12	18		22,000	32	0.000	0	-2,030,258	0	22,000	0	-8,803	-300,451
243	2007	1	16		22,000	29	0.000	0	-2,052,258	0	22,000	0	-8,065	-308,516
244	2007	2	16		30,000	31	0.000	0	-2,082,258	0	30,000	0	-8,715	-317,231
245	2007	3	16		24,252	28	0.000	0	-2,106,510	0	24,252	0	-7,986	-325,217

利息計算() 新生フィナンシャル(一連)

債務者		債権者		0		入力方式	年月日	別紙③	
債務者		債権者		任意利率↓		借入合計	7,143,139	過払利率	5%
元本残高		-2,043,789		返済合計		9,322,789		過払利息	-311,794
年	月	日	借入金	返済金	日数	利率	発生利息	残元金	未払利息
1990	9	26	300,000		0		300,000	300,000	0
1990	10	23		50,000	27	18.000	3,994	253,994	0
1990	11	27		50,000	35	18.000	4,384	208,378	0
1990	12	27		50,000	30	18.000	3,082	161,460	0
1991	1	28		50,000	32	18.000	2,547	114,007	0
1991	2	27		50,000	30	18.000	1,686	65,893	0
1991	3	23	449,000		2	18.000	64	514,693	64
1991	3	23		129,687	22	18.000	5,584	390,654	0
1991	4	26		50,000	34	18.000	6,550	347,204	0
1991	5	23		50,000	27	18.000	4,623	301,827	0
1991	6	26		50,000	34	18.000	5,060	256,887	0
1991	6	26	100,000		0	18.000	0	356,887	0
1991	7	28		50,000	32	18.000	5,631	312,518	0
1991	8	29		50,000	32	18.000	4,931	267,449	0
1991	8	29	120,000		0	18.000	0	387,449	0
1991	9	30		50,000	32	18.000	6,114	343,563	0
1991	9	30	65,000		0	18.000	0	408,563	0
1991	10	31		50,000	31	18.000	6,245	364,808	0
1991	10	31	30,000		0	18.000	0	394,808	0
1991	11	30		50,000	30	18.000	5,840	350,648	0
1991	11	30	40,000		0	18.000	0	390,648	0
1991	12	31		50,000	31	18.000	5,972	346,620	0
1991	12	31	35,000		0	18.000	0	381,620	0
1992	1	31		100,000	31	18.000	5,818	287,438	0
1992	1	31	8,000		0	18.000	0	295,438	0
1992	2	8	70,000		8	18.000	1,162	365,438	1,162
1992	2	24		50,000	16	18.000	2,875	319,475	0
1992	3	23		50,000	28	18.000	4,399	273,874	0
1992	3	23	30,000		0	18.000	0	303,874	0
1992	4	22		100,000	30	18.000	4,483	208,357	0
1992	5	21	60,000		29	18.000	2,971	268,357	2,971
1992	5	22		50,000	1	18.000	131	221,459	0
1992	6	20		50,000	29	18.000	3,158	174,617	0
1992	7	5	50,000		15	18.000	1,288	224,617	1,288
1992	7	21		50,000	16	18.000	1,767	177,672	0
1992	8	4	80,000		14	18.000	1,223	257,672	1,223
1992	8	22		50,000	18	18.000	2,281	211,176	0
1992	9	7	40,000		16	18.000	1,661	251,176	1,661
1992	9	20		50,000	13	18.000	1,605	204,442	0
1992	10	5	30,000		15	18.000	1,508	234,442	1,508
1992	10	21		50,000	16	18.000	1,844	187,794	0
1992	11	7	44,000		17	18.000	1,570	231,794	1,570
1992	11	20		50,000	13	18.000	1,481	184,845	0
1992	12	7	35,000		17	18.000	1,545	219,845	1,545
1992	12	18		50,000	11	18.000	1,189	172,579	0
1993	1	8	39,000		21	18.000	1,787	211,579	1,787
1993	1	16		50,000	8	18.000	834	164,200	0
1993	2	5	37,000		20	18.000	1,619	201,200	1,619
1993	2	14		50,000	9	18.000	892	153,711	0
1993	3	2	35,000		16	18.000	1,212	188,711	1,212
1993	3	14		50,000	12	18.000	1,116	141,039	0
1993	4	2	40,000		19	18.000	1,321	181,039	1,321
1993	4	12		50,000	10	18.000	892	133,252	0
1993	5	2	35,000		20	18.000	1,314	168,252	1,314
1993	5	10		50,000	8	18.000	663	120,229	0
1993	6	3	38,000		24	18.000	1,422	158,229	1,422
1993	6	8		50,000	5	18.000	390	110,041	0
1993	7	2	35,000		24	18.000	1,302	145,041	1,302
1993	7	6		50,000	4	18.000	286	96,629	0
1993	8	3	39,000		28	18.000	1,334	135,629	1,334
1993	8	5		50,000	2	18.000	133	87,096	0
1993	9	1		50,000	27	18.000	1,159	38,255	0
1993	9	3	39,000		2	18.000	37	77,255	37
1993	10	6		50,000	33	18.000	1,257	28,549	0
1993	10	7	34,000		1	18.000	14	62,549	14
1993	11	8		50,000	32	18.000	987	13,550	0
1993	11	8	30,000		0	18.000	0	43,550	0

利息計算() 新生フィナンシャル(一連)

68	1993	12	4		50,000	26	18,000	558	-5,892	0	49,442	558	0	別紙②
69	1994	1	4		50,000	31	0,000	0	-55,892	0	50,000	0	-25	-25
70	1994	1	21	80,000		17	0,000	0	23,953	0	0	0	-130	0
71	1994	2	5		50,000	15	18,000	177	-25,870	0	49,823	177	0	0
72	1994	2	27	35,000		22	0,000	0	9,053	0	0	0	-77	0
73	1994	3	7		50,000	8	18,000	35	-40,912	0	49,965	35	0	0
74	1994	3	20	40,000		13	0,000	0	-984	0	0	0	-72	0
75	1994	4	6		50,000	17	0,000	0	-50,984	0	50,000	0	-2	-2
76	1994	4	19	37,000		13	0,000	0	-14,076	0	0	0	-90	0
77	1994	5	6		50,000	17	0,000	0	-64,076	0	50,000	0	-32	-32
78	1994	5	16	37,000		10	0,000	0	-27,195	0	0	0	-87	0
79	1994	6	7		50,000	22	0,000	0	-77,195	0	50,000	0	-81	-81
80	1994	6	11	35,000		4	0,000	0	-42,318	0	0	0	-42	0
81	1994	7	5		50,000	24	0,000	0	-92,318	0	50,000	0	-139	-139
82	1994	7	22	39,000		17	0,000	0	-53,671	0	0	0	-214	0
83	1994	8	7		50,000	16	0,000	0	-103,671	0	50,000	0	-117	-117
84	1994	8	10	30,000		3	0,000	0	-73,830	0	0	0	-42	0
85	1994	9	5		50,000	26	0,000	0	-123,830	0	50,000	0	-262	-262
86	1994	9	5	40,000		0	0,000	0	-84,092	0	0	0	0	0
87	1994	9	13	3,000		8	0,000	0	-81,184	0	0	0	-92	0
88	1994	10	6		50,000	23	0,000	0	-131,184	0	50,000	0	-255	-255
89	1994	10	15	35,000		9	0,000	0	-96,600	0	0	0	-161	0
90	1994	11	7		50,000	23	0,000	0	-146,600	0	50,000	0	-304	-304
91	1994	12	1	37,000		24	0,000	0	-110,385	0	0	0	-481	0
92	1994	12	5		50,000	4	0,000	0	-160,385	0	50,000	0	-60	-60
93	1994	12	15	38,000		10	0,000	0	-122,664	0	0	0	-219	0
94	1995	1	4		50,000	20	0,000	0	-172,664	0	50,000	0	-336	-336
95	1995	1	4	35,000		0	0,000	0	-138,000	0	0	0	0	0
96	1995	2	2		50,000	29	0,000	0	-188,000	0	50,000	0	-548	-548
97	1995	2	2	35,000		0	0,000	0	-153,548	0	0	0	0	0
98	1995	2	12	4,000		10	0,000	0	-149,758	0	0	0	-210	0
99	1995	3	4		50,000	20	0,000	0	-199,758	0	50,000	0	-410	-410
100	1995	3	4	35,000		0	0,000	0	-165,168	0	0	0	0	0
101	1995	4	1		50,000	28	0,000	0	-215,168	0	50,000	0	-633	-633
102	1995	4	10	36,000		9	0,000	0	-180,066	0	0	0	-265	0
103	1995	5	2		50,000	22	0,000	0	-230,066	0	50,000	0	-542	-542
104	1995	5	11	38,000		9	0,000	0	-192,891	0	0	0	-283	0
105	1995	6	1		50,000	21	0,000	0	-242,891	0	50,000	0	-554	-554
106	1995	6	1	35,000		0	0,000	0	-208,445	0	0	0	0	0
107	1995	7	2		50,000	31	0,000	0	-258,445	0	50,000	0	-885	-885
108	1995	7	2	35,000		0	0,000	0	-224,330	0	0	0	0	0
109	1995	7	2	4,000		0	0,000	0	-220,330	0	0	0	0	0
110	1995	8	7		50,000	38	0,000	0	-270,330	0	50,000	0	-1,086	-1,086
111	1995	8	31		50,000	24	0,000	0	-320,330	0	50,000	0	-888	-1,974
112	1995	8	31	70,000		0	0,000	0	-252,304	0	0	0	0	0
113	1995	9	30		50,000	30	0,000	0	-302,304	0	50,000	0	-1,036	-1,036
114	1995	10	23	40,000		23	0,000	0	-264,292	0	0	0	-952	0
115	1995	10	29		50,000	8	0,000	0	-314,292	0	50,000	0	-217	-217
116	1995	10	29	30,000		0	0,000	0	-284,509	0	0	0	0	0
117	1995	11	27		50,000	29	0,000	0	-334,509	0	50,000	0	-1,130	-1,130
118	1995	12	29		50,000	32	0,000	0	-384,509	0	50,000	0	-1,466	-2,596
119	1996	1	29		50,000	31	0,000	0	-434,509	0	50,000	0	-1,628	-4,224
120	1996	2	26		50,000	28	0,000	0	-484,509	0	50,000	0	-1,662	-5,886
121	1996	3	3	100,000		6	0,000	0	-390,792	0	0	0	-397	0
122	1996	3	29		50,000	26	0,000	0	-440,792	0	50,000	0	-1,388	-1,388
123	1996	3	29	90,000		0	0,000	0	-352,180	0	0	0	0	0
124	1996	4	7	9,000		8	0,000	0	-343,613	0	0	0	-433	0
125	1996	5	1		50,000	24	0,000	0	-393,613	0	50,000	0	-1,126	-1,126
126	1996	5	1	30,000		0	0,000	0	-364,739	0	0	0	0	0
127	1996	5	30		50,000	29	0,000	0	-414,739	0	50,000	0	-1,445	-1,445
128	1996	6	28		50,000	29	0,000	0	-464,739	0	50,000	0	-1,643	-3,088
129	1996	6	28	80,000		0	0,000	0	-387,827	0	0	0	0	0
130	1996	8	1		50,000	34	0,000	0	-437,827	0	50,000	0	-1,801	-1,801
131	1996	8	1	30,000		0	0,000	0	-409,628	0	0	0	0	0
132	1996	8	29		50,000	28	0,000	0	-459,628	0	50,000	0	-1,566	-1,566
133	1996	8	29	30,000		0	0,000	0	-431,194	0	0	0	0	0
134	1996	9	30		50,000	32	0,000	0	-481,194	0	50,000	0	-1,885	-1,885
135	1996	10	30		50,000	30	0,000	0	-531,194	0	50,000	0	-1,972	-3,857
136	1996	10	30	60,000		0	0,000	0	-475,051	0	0	0	0	0
137	1996	12	1		50,000	32	0,000	0	-525,051	0	50,000	0	-2,076	-2,076
138	1996	12	30		50,000	29	0,000	0	-575,051	0	50,000	0	-2,080	-4,156
139	1996	12	30	60,000		0	0,000	0	-519,207	0	0	0	0	0

利息計算() 新生フィナンシャル(一連)

140	1997	2	2		50,000	34	0.000	0	-569,207	0	50,000	0	-2,418	2,418
141	1997	2	27		50,000	25	0.000	0	-619,207	0	50,000	0	-1,949	-4,387
142	1997	2	27	100,000		0	0.000	0	-523,574	0	0	0	0	0
143	1997	3	30		50,000	31	0.000	0	-573,574	0	50,000	0	-2,223	-2,223
144	1997	4	28		50,000	29	0.000	0	-623,574	0	50,000	0	-2,278	-4,501
145	1997	4	28		406,271	0	0.000	0	-1,029,845	0	406,271	0	0	-4,501
146	1997	4	28	406,271		0	0.000	0	-628,075	0	0	0	0	0
147	1997	5	5	50,000		7	0.000	0	-578,677	0	0	0	-602	0
148	1997	6	5		50,000	31	0.000	0	-628,677	0	50,000	0	-2,457	-2,457
149	1997	7	2		50,000	27	0.000	0	-678,677	0	50,000	0	-2,325	-4,782
150	1997	7	7	50,000		5	0.000	0	-633,923	0	0	0	-464	0
151	1997	8	3		50,000	27	0.000	0	-683,923	0	50,000	0	-2,344	-2,344
152	1997	8	14	50,000		11	0.000	0	-637,297	0	0	0	-1,030	0
153	1997	8	16	50,000		2	0.000	0	-587,471	0	0	0	-174	0
154	1997	8	29		50,000	13	0.000	0	-637,471	0	50,000	0	-1,046	-1,046
155	1997	8	29	20,000		0	0.000	0	-618,517	0	0	0	0	0
156	1997	8	29	20,000		0	0.000	0	-598,517	0	0	0	0	0
157	1997	9	29		50,000	31	0.000	0	-648,517	0	50,000	0	-2,541	-2,541
158	1997	9	29	30,000		0	0.000	0	-621,058	0	0	0	0	0
159	1997	10	29		50,000	30	0.000	0	-671,058	0	50,000	0	-2,552	-2,552
160	1997	12	1		40,000	33	0.000	0	-711,058	0	40,000	0	-3,033	-5,585
161	1997	12	1		10,000	0	0.000	0	-721,058	0	10,000	0	0	-5,585
162	1997	12	28		50,000	27	0.000	0	-771,058	0	50,000	0	-2,666	-8,251
163	1998	2	1		50,000	35	0.000	0	-821,058	0	50,000	0	-3,696	-11,947
164	1998	3	2		50,000	29	0.000	0	-871,058	0	50,000	0	-3,261	-15,208
165	1998	4	3		50,000	32	0.000	0	-921,058	0	50,000	0	-3,818	-19,026
166	1998	4	9	60,000		6	0.000	0	-880,841	0	0	0	-757	0
167	1998	4	20		301,626	11	0.000	0	-1,182,467	0	301,626	0	-1,327	-1,327
168	1998	11	20	200,000		214	0.000	0	-1,018,458	0	0	0	-34,664	0
169	1998	12	2		50,000	12	0.000	0	-1,068,458	0	50,000	0	-1,674	-1,674
170	1998	12	2		151,920	0	0.000	0	-1,220,378	0	151,920	0	0	-1,674
171	1998	12	2	151,920		0	0.000	0	-1,070,132	0	0	0	0	0
172	1999	1	2	200,000		31	0.000	0	-874,676	0	0	0	-4,544	0
173	1999	1	2		50,000	0	0.000	0	-924,676	0	50,000	0	0	0
174	1999	1	31		30,000	29	0.000	0	-954,676	0	30,000	0	-3,673	-3,673
175	1999	2	28	100,000		28	0.000	0	-862,010	0	0	0	-3,661	0
176	1999	3	4		20,000	4	0.000	0	-882,010	0	20,000	0	-472	-472
177	1999	3	28	100,000		24	0.000	0	-785,381	0	0	0	-2,899	0
178	1999	4	3		30,000	6	0.000	0	-815,381	0	30,000	0	-645	-645
179	1999	4	8	50,000		5	0.000	0	-766,584	0	0	0	-558	0
180	1999	5	5		30,000	27	0.000	0	-796,584	0	30,000	0	-2,835	-2,835
181	1999	6	3		30,000	29	0.000	0	-826,584	0	30,000	0	-3,164	-5,999
182	1999	6	12	36,000		9	0.000	0	-797,602	0	0	0	-1,019	0
183	1999	6	29		50,000	17	0.000	0	-847,602	0	50,000	0	-1,857	-1,857
184	1999	7	12	40,000		13	0.000	0	-810,968	0	0	0	-1,509	0
185	1999	8	1		30,000	20	0.000	0	-840,968	0	30,000	0	-2,221	-2,221
186	1999	9	4		30,000	34	0.000	0	-870,968	0	30,000	0	-3,916	-6,137
187	1999	9	4	30,000		0	0.000	0	-847,105	0	0	0	0	0
188	1999	10	3		30,000	29	0.000	0	-877,105	0	30,000	0	-3,365	-3,365
189	1999	10	3	20,000		0	0.000	0	-860,470	0	0	0	0	0
190	1999	11	4		30,000	32	0.000	0	-890,470	0	30,000	0	-3,771	-3,771
191	1999	12	3		30,000	29	0.000	0	-920,470	0	30,000	0	-3,537	-7,308
192	1999	12	30		30,000	27	0.000	0	-950,470	0	30,000	0	-3,404	-10,712
193	2000	1	24	50,000		25	0.000	0	-914,428	0	0	0	-3,246	0
194	2000	2	1		30,000	8	0.000	0	-944,428	0	30,000	0	-999	-999
195	2000	3	5		30,000	33	0.000	0	-974,428	0	30,000	0	-4,257	-5,256
196	2000	3	5	40,000		0	0.000	0	-939,684	0	0	0	0	0
197	2000	4	4		30,000	30	0.000	0	-969,684	0	30,000	0	-3,851	-3,851
198	2000	4	4	20,000		0	0.000	0	-953,535	0	0	0	0	0
199	2000	5	2		30,000	28	0.000	0	-983,535	0	30,000	0	-3,647	-3,647
200	2000	5	2	20,000		0	0.000	0	-967,182	0	0	0	0	0
201	2000	6	4		30,000	33	0.000	0	-997,182	0	30,000	0	-4,360	-4,360
202	2000	6	23	10,000		19	0.000	0	-994,130	0	0	0	-2,588	0
203	2000	7	3		30,000	10	0.000	0	-1,024,130	0	30,000	0	-1,358	-1,358
204	2000	7	7	20,000		4	0.000	0	-1,006,047	0	0	0	-559	0
205	2000	8	7		30,000	31	0.000	0	-1,036,047	0	30,000	0	-4,260	-4,260
206	2000	8	7	20,000		0	0.000	0	-1,020,307	0	0	0	0	0
207	2000	9	5		30,000	29	0.000	0	-1,050,307	0	30,000	0	-4,042	-4,042
208	2000	10	2		30,000	27	0.000	0	-1,080,307	0	30,000	0	-3,874	-7,916
209	2000	10	2	30,000		0	0.000	0	-1,058,223	0	0	0	0	0
210	2000	10	6	10,000		4	0.000	0	-1,048,801	0	0	0	-578	0
211	2000	11	6		30,000	31	0.000	0	-1,078,801	0	30,000	0	-4,441	-4,441

利息計算 新生フィナンシャル(一連)

212	2000	11	6	15,000		0	0.000	0	-1,068,242	0	0	0	0	別紙②	
213	2000	12	5		30,000	29	0.000	0	-1,098,242	0	30,000	0	-4,232	-4,232	
214	2000	12	12	20,000		7	0.000	0	-1,083,524	0	0	0	-1,050	0	
215	2000	12	26		506,948	14	0.000	0	-1,590,472	0	506,948	0	-2,072	-2,072	
216	2000	12	26	506,948		0	0.000	0	-1,085,596	0	0	0	0	0	
217	2000	12	26	90,000		0	0.000	0	-995,596	0	0	0	0	0	
218	2001	1	15		30,000	20	0.000	0	-1,025,596	0	30,000	0	-2,727	-2,727	
219	2001	1	26	20,000		11	0.000	0	-1,009,868	0	0	0	-1,545	0	
220	2001	2	6		100,000	11	0.000	0	-1,109,868	0	100,000	0	-1,521	-1,521	
221	2001	2	7		507,000	1	0.000	0	-1,616,868	0	507,000	0	-152	-1,673	
222	2001	4	4		-915	56	0.000	0	-1,615,953	915	0	-915	-12,403	-14,076	
223	2001	4	4	600,000		0	0.000	0	-1,030,029	915	0	0	0	0	
224	2001	5	2		50,000	28	0.000	0	-1,080,029	0	50,000	0	-3,950	-3,950	
225	2001	6	1	100,000		30	0.000	0	-988,417	0	0	0	-4,438	0	
226	2001	6	3		30,000	2	0.000	0	-1,018,417	0	30,000	0	-270	-270	
227	2001	6	25	250,000		22	0.000	0	-771,756	0	0	0	-3,069	0	
228	2001	7	2		40,000	7	0.000	0	-811,756	0	40,000	0	-740	-740	
229	2001	8	1		40,000	30	0.000	0	-851,756	0	40,000	0	-3,335	-4,075	
230	2001	8	1	150,000		0	0.000	0	-705,831	0	0	0	0	0	
231	2001	8	13	20,000		12	0.000	0	-686,991	0	0	0	-1,160	0	
232	2001	9	3		40,000	21	0.000	0	-726,991	0	40,000	0	-1,976	-1,976	
233	2001	9	5	20,000		2	0.000	0	-709,166	0	0	0	-199	0	
234	2001	10	2		40,000	27	0.000	0	-749,166	0	40,000	0	-2,622	-2,622	
235	2001	11	4		40,000	33	0.000	0	-789,166	0	40,000	0	-3,386	-6,008	
236	2001	11	4	30,000		0	0.000	0	-765,174	0	0	0	0	0	
237	2001	12	3		40,000	29	0.000	0	-805,174	0	40,000	0	-3,039	-3,039	
238	2001	12	3	50,000		0	0.000	0	-758,213	0	0	0	0	0	
239	2002	1	4		20,000	32	0.000	0	-778,213	0	20,000	0	-3,323	-3,323	
240	2002	2	3		20,000	30	0.000	0	-798,213	0	20,000	0	-3,198	-6,521	
241	2002	3	4		40,000	29	0.000	0	-838,213	0	40,000	0	-3,170	-9,691	
242	2002	3	4	30,000		0	0.000	0	-817,904	0	0	0	0	0	
243	2002	4	2		40,000	29	0.000	0	-857,904	0	40,000	0	-3,249	-3,249	
244	2002	4	2	30,000		0	0.000	0	-831,153	0	0	0	0	0	
245	2002	5	2		40,000	30	0.000	0	-871,153	0	40,000	0	-3,415	-3,415	
246	2002	5	2	20,000		0	0.000	0	-854,568	0	0	0	0	0	
247	2002	6	1		40,000	30	0.000	0	-894,568	0	40,000	0	-3,511	-3,511	
248	2002	6	29	30,000		28	0.000	0	-871,510	0	0	0	-3,431	0	
249	2002	7	2		40,000	3	0.000	0	-911,510	0	40,000	0	-358	-358	
250	2002	7	2	20,000		0	0.000	0	-891,868	0	0	0	0	0	
251	2002	8	5		40,000	34	0.000	0	-931,868	0	40,000	0	-4,153	-4,153	
252	2002	8	5	30,000		0	0.000	0	-906,021	0	0	0	0	0	
253	2002	9	6		30,000	32	0.000	0	-936,021	0	30,000	0	-3,971	-3,971	
254	2002	9	6	10,000		0	0.000	0	-929,992	0	0	0	0	0	
255	2002	10	3		40,000	27	0.000	0	-969,992	0	40,000	0	-3,439	-3,439	
256	2002	10	3	30,000		0	0.000	0	-943,431	0	0	0	0	0	
257	2002	11	11		30,000	39	0.000	0	-973,431	0	30,000	0	-5,040	-5,040	
258	2002	12	4		30,000	23	0.000	0	-1,003,431	0	30,000	0	-3,066	-8,106	
259	2002	12	4	28,000		0	0.000	0	-983,537	0	0	0	0	0	
260	2003	4	21		21,800	138	0.000	0	-1,005,337	0	21,800	0	-18,592	-18,592	
261	2003	5	21		21,800	30	0.000	0	-1,027,137	0	21,800	0	-4,131	-22,723	
262	2003	6	18		11,800	28	0.000	0	-1,038,937	0	11,800	0	-3,939	-26,662	
263	2003	6	18		10,000	0	0.000	0	-1,048,937	0	10,000	0	0	-26,662	
264	2003	7	18		21,800	30	0.000	0	-1,070,737	0	21,800	0	-4,310	-30,972	
265	2003	8	18		22,000	31	0.000	0	-1,092,737	0	22,000	0	-4,546	-35,518	
266	2003	9	17		22,000	30	0.000	0	-1,114,737	0	22,000	0	-4,490	-40,008	
267	2003	10	15		22,000	28	0.000	0	-1,136,737	0	22,000	0	-4,275	-44,283	
268	2003	11	17		22,000	33	0.000	0	-1,158,737	0	22,000	0	-5,138	-49,421	
269	2003	12	15		22,000	28	0.000	0	-1,180,737	0	22,000	0	-4,444	-53,865	
270	2004	1	16		21,800	32	0.000	0	-1,202,537	0	21,800	0	-5,161	-59,026	
271	2004	2	17		22,000	32	0.000	0	-1,224,537	0	22,000	0	-5,256	-64,282	
272	2004	3	16		22,000	28	0.000	0	-1,246,537	0	22,000	0	-4,684	-68,966	
273	2004	4	16		22,000	31	0.000	0	-1,268,537	0	22,000	0	-5,279	-74,245	
274	2004	5	18		22,000	32	0.000	0	-1,290,537	0	22,000	0	-5,545	-79,790	
275	2004	7	15		22,000	58	0.000	0	-1,312,537	0	22,000	0	-10,225	-90,015	
276	2004	8	16		22,000	32	0.000	0	-1,334,537	0	22,000	0	-5,737	-95,752	
277	2004	9	15		22,000	30	0.000	0	-1,356,537	0	22,000	0	-5,469	-101,221	
278	2004	10	18		22,000	33	0.000	0	-1,378,537	0	22,000	0	-6,115	-107,336	
279	2004	11	18		22,000	31	0.000	0	-1,400,537	0	22,000	0	-5,838	-113,174	
280	2004	12	16		22,000	28	0.000	0	-1,422,537	0	22,000	0	-5,357	-118,531	
281	2005	1	17		22,000	32	0.000	0	-1,444,537	0	22,000	0	-6,235	-124,766	
282	2005	2	17		23,000	31	0.000	0	-1,467,537	0	23,000	0	-6,134	-130,900	
283	2005	3	18		22,000	29	0.000	0	-1,489,537	0	22,000	0	-5,829	-136,729	

利息計算() 新生フィナンシャル(一連)

284	2005	4	19		22,000	32	0.000	0	-1,511,537	0	22,000	0	-6,529	別紙② -143,258
285	2005	5	17		25,000	28	0.000	0	-1,536,537	0	25,000	0	-5,797	-149,055
286	2005	6	16		25,000	30	0.000	0	-1,561,537	0	25,000	0	-6,314	-155,369
287	2005	7	15		25,000	29	0.000	0	-1,586,537	0	25,000	0	-6,203	-161,572
288	2005	8	15		25,000	31	0.000	0	-1,611,537	0	25,000	0	-6,737	-168,309
289	2005	9	16		25,000	32	0.000	0	-1,636,537	0	25,000	0	-7,064	-175,373
290	2005	10	14		23,000	28	0.000	0	-1,659,537	0	23,000	0	-6,277	-181,650
291	2005	11	16		22,000	33	0.000	0	-1,681,537	0	22,000	0	-7,502	-189,152
292	2005	12	16		22,000	30	0.000	0	-1,703,537	0	22,000	0	-6,910	-196,062
293	2006	1	16		22,000	31	0.000	0	-1,725,537	0	22,000	0	-7,234	-203,296
294	2006	2	16		22,000	31	0.000	0	-1,747,537	0	22,000	0	-7,327	-210,623
295	2006	3	16		22,000	28	0.000	0	-1,769,537	0	22,000	0	-6,702	-217,325
296	2006	4	17		22,000	32	0.000	0	-1,791,537	0	22,000	0	-7,756	-225,081
297	2006	5	16		22,000	29	0.000	0	-1,813,537	0	22,000	0	-7,117	-232,198
298	2006	6	15		22,000	30	0.000	0	-1,835,537	0	22,000	0	-7,452	-239,650
299	2006	7	18		22,000	33	0.000	0	-1,857,537	0	22,000	0	-8,297	-247,947
300	2006	8	24		22,000	37	0.000	0	-1,879,537	0	22,000	0	-9,414	-257,361
301	2006	9	19		22,000	26	0.000	0	-1,901,537	0	22,000	0	-6,694	-264,055
302	2006	10	16		22,000	27	0.000	0	-1,923,537	0	22,000	0	-7,033	-271,088
303	2006	11	16		22,000	31	0.000	0	-1,945,537	0	22,000	0	-8,168	-279,256
304	2006	12	18		22,000	32	0.000	0	-1,967,537	0	22,000	0	-8,528	-287,784
305	2007	1	16		22,000	29	0.000	0	-1,989,537	0	22,000	0	-7,816	-295,600
306	2007	2	16		30,000	31	0.000	0	-2,019,537	0	30,000	0	-8,448	-304,048
307	2007	3	16		24,252	28	0.000	0	-2,043,789	0	24,252	0	-7,746	-311,794

利息計算() 新生フィナンシャル(一連)

(別紙3)

乙第 4 号証

0220-0647-01459825(推定).ods

利率

32.85%

氏名



残高	499,619
過払い金	0

ID	日付	期間日数	貸付金額	入金額	利息	元金充当額	残高	過払い金
1	19900826		300,000				300,000	
2	19901024	28		50,000	7,580	42,440	257,560	0
3	19901127	34		50,000	7,881	42,118	215,441	0
4	19901227	30		50,000	8,816	44,184	171,257	0
5	19910127	31		50,000	4,778	46,222	128,035	0
6	19910227	31		50,000	3,518	48,484	79,551	0
7	19910301	2		78,894	149	79,551	0	0
8	19910301	0	500,000		0	0	500,000	0
9	19910327	26		23,000	11,700	11,300	488,700	0
10	19910427	31		23,000	13,634	9,366	479,334	0
11	19910527	30		23,000	12,942	10,058	469,276	0
12	19910627	31		23,000	13,092	9,908	459,368	0
13	19910627	0	40,000		0	0	499,368	0
14	19910727	30		23,000	13,482	9,518	489,850	0
15	19910827	31		23,000	13,686	9,384	480,518	0
16	19910927	31		23,000	13,408	9,594	470,922	0
17	19911027	30		23,000	12,714	10,286	460,638	0
18	19911127	31		23,000	12,851	10,149	450,487	0
19	19911227	30		23,000	12,163	10,837	439,650	0
20	19911227	0	60,000		0	0	499,650	0
21	19920127	31		23,000	13,940	9,060	480,590	0
22	19920227	31		23,000	13,887	9,313	481,277	0
23	19920327	29		23,000	12,581	10,439	470,838	0
24	19920427	31		23,000	13,138	9,864	460,974	0
25	19920527	30		23,000	12,446	10,554	450,420	0
26	19920627	31		23,000	12,566	10,434	439,986	0
27	19920627	0	60,000		0	0	499,986	0
28	19920727	30		23,000	13,489	9,501	480,485	0
29	19920827	31		23,000	13,684	9,316	481,169	0
30	19920927	30		23,000	13,424	9,576	471,593	0
31	19921027	30		23,000	12,733	10,287	461,328	0
32	19921127	31		23,000	12,870	10,130	451,198	0
33	19921227	30		23,000	12,182	10,818	440,378	0
34	19930113	17	59,000		6,737	0	499,378	0
35	19930127	14		23,000	6,292	9,971	489,407	0
36	19930227	31		23,000	13,654	9,346	480,061	0
37	19930327	28		23,000	12,097	10,903	469,158	0
38	19930427	31		23,000	13,089	9,911	459,247	0
39	19930527	30		23,000	12,399	10,601	448,646	0
40	19930627	31		23,000	12,517	10,483	438,163	0
41	19930713	16	61,000		6,309	0	499,163	0
42	19930727	14		23,000	6,289	10,402	488,761	0
43	19930727	0	2,000		0	0	490,761	0
44	19930827	31		23,000	13,892	9,308	481,453	0
45	19930901	5		23,000	2,166	20,834	480,619	0
46	19930903	2	38,000		829	0	499,619	0

これは正本である。

平成 25 年 11 月 19 日

大分地方裁判所民事第 1 部

裁判所書記官

森 林 由 紀

